

初任運転者教育に係る社内教育指導者向け講習の開催について

昨年国土交通省では、運転者教育の強化を図るため「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部が改正されました。

初任運転者教育内容が改正され、下記「指導及び監督の指針」の内容である全12項目を座学および実車を用いて15時間以上実施し、併せて、実際にトラックを運転させ、安全な運転方法の指導を20時間以上実施することが義務付けられました。

今回の講習は、会員事業者における社内教育指導者(運行管理者)が、指針に基づき、プロドライバーの最初の一步となる初任運転者教育を行うための一助とするため開催するものです。

社内教育指導者等の皆様におかれましては、諸業務ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、受講されますようご案内いたします。

記

日 時： 平成31年1月29日(火) 13:30～15:30

場 所： 京都自動車会館5階 (京都運輸支局構内)京都市伏見区竹田向代町51-5
※自動車会館には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

講 師： 山城自動車教習所指導員

内 容：「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」
(12項目)についての説明

〔注意事項〕

※この講習は、社内教育指導者等に向けた講習であり、国土交通省「指導及び監督の指針」が定める時間数には含まれませんのでご注意ください。

★国土交通省告示「指導及び監督の指針」【項目】

①「トラックを運転する場合の心構え」②「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」③「トラックの構造上の特性」④「貨物の正しい積載方法」⑤「過積載の危険性」⑥「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」⑦「適切な運行の経路とその道路交通の状況」⑧「危険の予測及び回避」⑨「運転者の運転適性に応じた安全運転」⑩「交通事故の生理的・心理的要因と対処方法」⑪「健康管理の重要性」⑫「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」

申込先【FAX075-661-0062】

初任運転者教育(社内教育指導者等)講習 参加申込書

会 社 名	
参加者数	名